令和6年度データ活用型技術指導に係る農業技師育成業務委託仕様書

1 委託名

令和6年度データ活用型技術指導に係る農業技師育成業務委託

2 目 的

農業者が直面している課題を解決し、生産性の高い農業経営を確立するため、生産や経営に係る各種データを活用した技術指導ができる職員の育成を目的とする。

- 3 委託業務内容
- (1) 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和7年3月14日(金)まで

(2) 対象品目

「イチゴ」

(3) 業務内容

農業技師の育成指導研修

※農業技師とは、産地育成及び技術普及、担い手育成を担当する技術職員をいう。

- ア 年間研修計画及びカリキュラムの作成
- イ 講師の選定・確保・調整
- ウ 研修場所の選定・確保・調整
- エ 研修実施報告書の作成
- (4) 研修内容
 - ア 講義(対面による座学) 6回程度

講義とは、イチゴ栽培管理に係る環境制御技術及びデータ活用の知識や技術等を座学形式で学ぶ研修

- (ア) イチゴ栽培に必要な基礎知識の習得
- (イ) 環境制御技術及びデータ活用の知識、並びにそれらを応用した栽培管理方法の習得
- (ウ) 栽培計画策定及び生育調査の実施に必要な知識の習得
- (エ)上記(ア)(イ)(ウ)を活用した技術指導へ応用するための演習
- イ 農政センター内現場研修 5回程度

現場研修とは、農政センター施設内の環境制御及び栽培管理機器(別紙1-1に示す)を活用し、講義で学んだことを実践に結びつける力を身につける研修

- (ア) 栽培状況に合わせた的確な栽培指導のために必要な管理手法の習得
- (イ) 農政センター施設内に整備されている各種設備を利用し、環境制御機器やデータの効果的な活用方法や技術指導への実践方法の習得
- ウ 外部研修 2回程度

外部研修とは、農政センター外での生産現場における視察を含む研修

- (ア) 県内又は市内生産者農場で実際のデータ活用の状況を確認し、指導の際の重点ポイントを 学び実践できる技術の習得
- (イ)(ア)の視察で得られたデータ等をふまえ、経営改善計画の作成手法の習得
- 4 成果物

以下の成果物を期日までに納品する。

- 事業報告書 3部
- ・事業報告書の電子データ (CD-R) 1枚
- ・提出期日 令和7年3月14日(金)

5 守秘義務

- (1) データの滅失、毀損等を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じること。
- (2) 受託事業者(以下「受託者」という。)は、市から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに破棄または返却すること。
- (3) 受託者は、市から提供を受けた資料等について、市の許可なく複写または複製してはならない。また必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること。

6 契約に関する条件

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権は、市に帰属する。
- (2)成果品等について、受託者が第三者の有する知的財産を使用する場合には、その使用に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

7 業務の再委託について

- (1)受託者は、業務の過半を他の事業者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託することは事前に市の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

8 その他

- (1)受託者は、本業務実施にあたり、随時市の担当職員と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況について、適宜市に報告を行うこと。
- (3)受託者は、本仕様書の解釈に疑義のある事項及び仕様書に定めのない事項は、事前に市に報告し、市の指示に従わなければならない。
- (4)受託者が本委託業務の遂行にあたり知り得た、市、参加企業等の情報及び個人情報の取り扱い については、法令に基づき厳重に管理を行い、本委託業務終了後も、他への開示、漏えい及び目 的外利用をしてはならない。また、それらの委託者、事業者等の情報及び個人情報の漏えいによ り生じた損害については、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 受託者が、本業務委託の遂行に関連し、第三者へ損害が発生した場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては事故防止等、安全の確保に十分配慮すること。
- (7) 仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。